

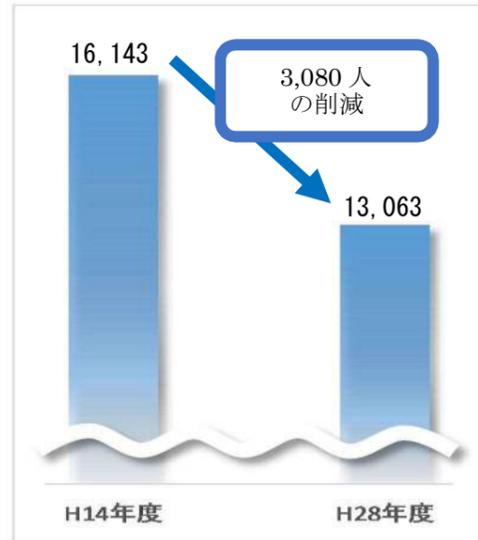
川崎市の行財政改革（これまでの経過と今後の取組）

■これまでの主な取組

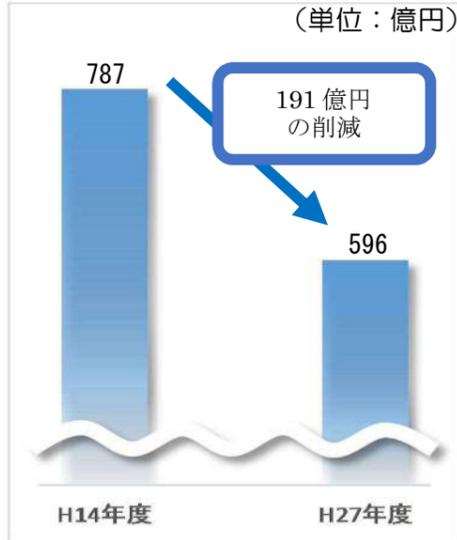
【第1～4次行財政改革プラン(H14～H25年度)・
行財政運営に関する改革プログラム(H26・H27年度)】

□効率的な組織整備

職員数の推移（単位：人）



人件費*（職員給）の推移



□給与制度の見直し

給料表の見直し、特殊勤務手当の見直し 等

□出資法人改革の推進

統廃合、自立的経営の促進に向けた取組 等

□公営企業の経営健全化

浄水場のダウンサイジング、バス営業所の委託化 等

□市民サービスの再構築

敬老特別乗車証交付事業の見直し、普通ごみ収集回数の見直し 等

□民間活力を導入した効率的な施設整備

中原消防署のホテルとの合築、はるひ野小・中学校、多摩スポーツセンター建設事業などへのPFI事業手法の導入 等

□戦略的な資産マネジメントの推進

公共建築物（学校・市営住宅・その他）及び道路・橋りょうの長寿命化の推進、市有財産の貸付（市役所・区役所駐車場、自動販売機設置場所等） 等

□総合的土地対策の推進

総合的土地対策計画による保有期間が長期化した先行取得用地の解消 等

■今後の取組

【行財政改革プログラム(H28・H29年度)】

基本理念

□市民ニーズと地域課題の的確な把握

□市役所内部の「質的改革」の推進

□市民サービスの「質的改革」の推進

□効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現

改革の取組

□取組1「共に支える」

≫多様な主体が共に担うまちづくりの推進 ≫区役所改革の推進 ≫市民との積極的な情報共有の推進
≫市民サービス向上に向けた民間部門の活用

□取組2「再構築する」

≫市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化 ≫給与・福利厚生制度の見直し
≫ICTの活用による市民サービスの向上・行政運営の効率化 ≫債権確保策の強化
≫戦略的な資産マネジメント ≫入札・契約制度改革 ≫資金の調達と運用の安定化 ≫効率化
≫特別会計の健全化 ≫公営企業の経営改善 ≫出資法人の経営改善 ≫地方分権改革の推進
≫内部の業務改善 ≫市民サービス等の再構築

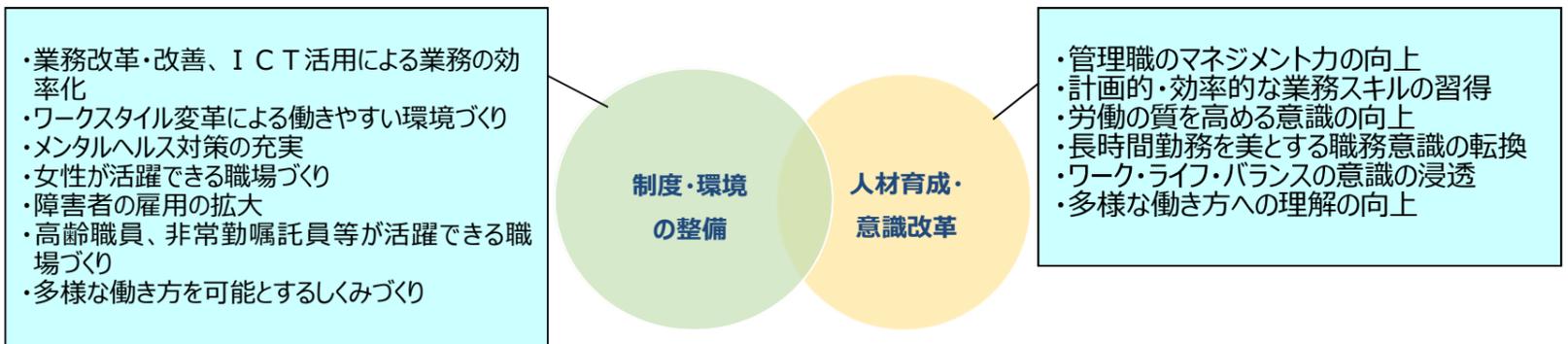
□取組3「育て、チャレンジする」

≫計画的な人材育成 ≫職員の能力が十分に発揮できる環境づくり
≫職員の改善意識 ≫意欲の向上と自発的な職場改善運用の推進 ≫地域人材の発掘育成

【働き方・仕事の進め方改革(H28年度～)】

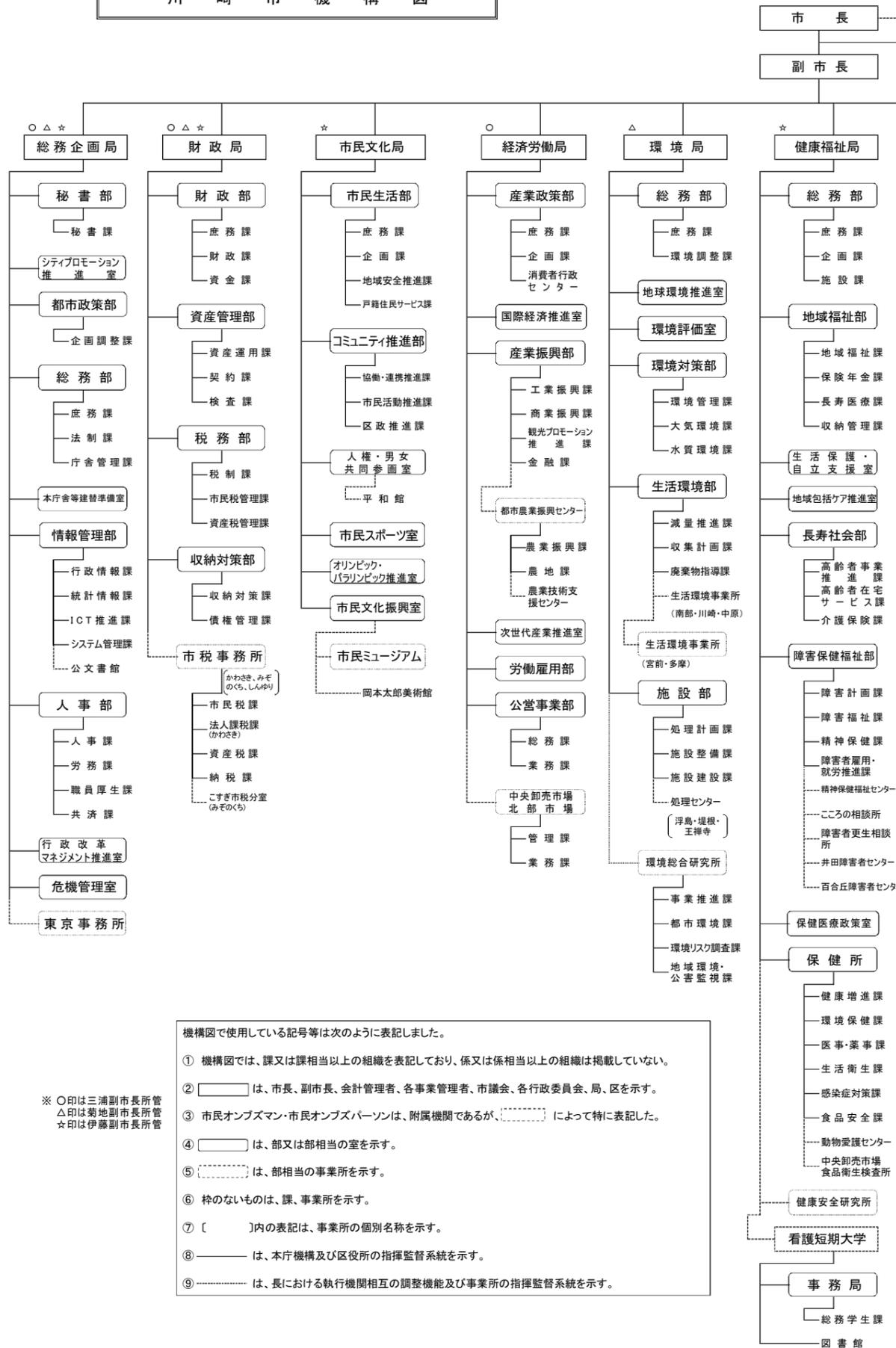
取組の視点

「制度・環境の整備」と「人材育成・意識改革」の両輪により改革を推進



川崎市 機構図

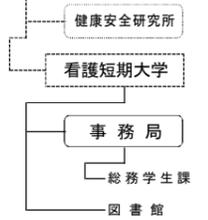
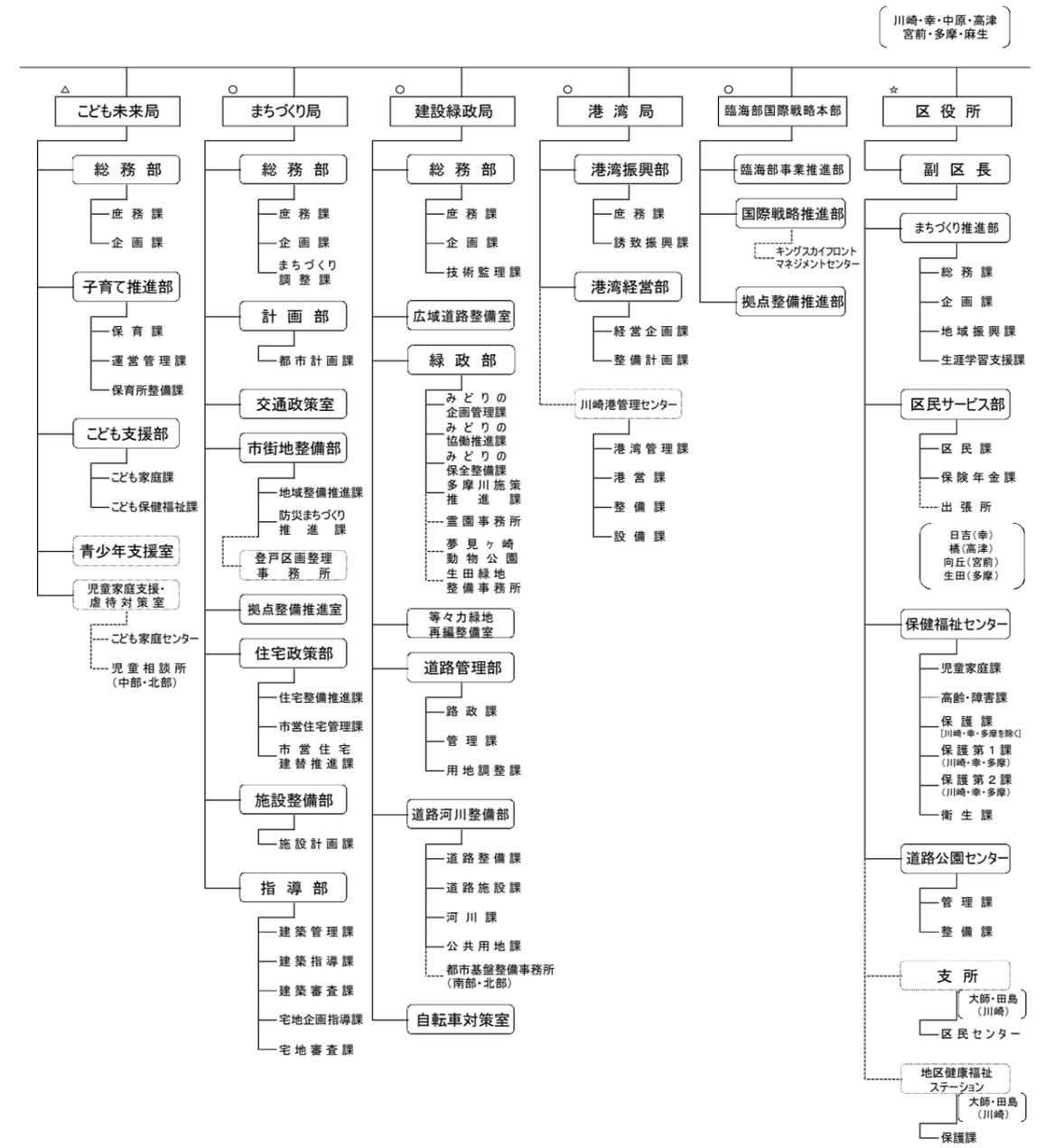
平成28年4月1日現在

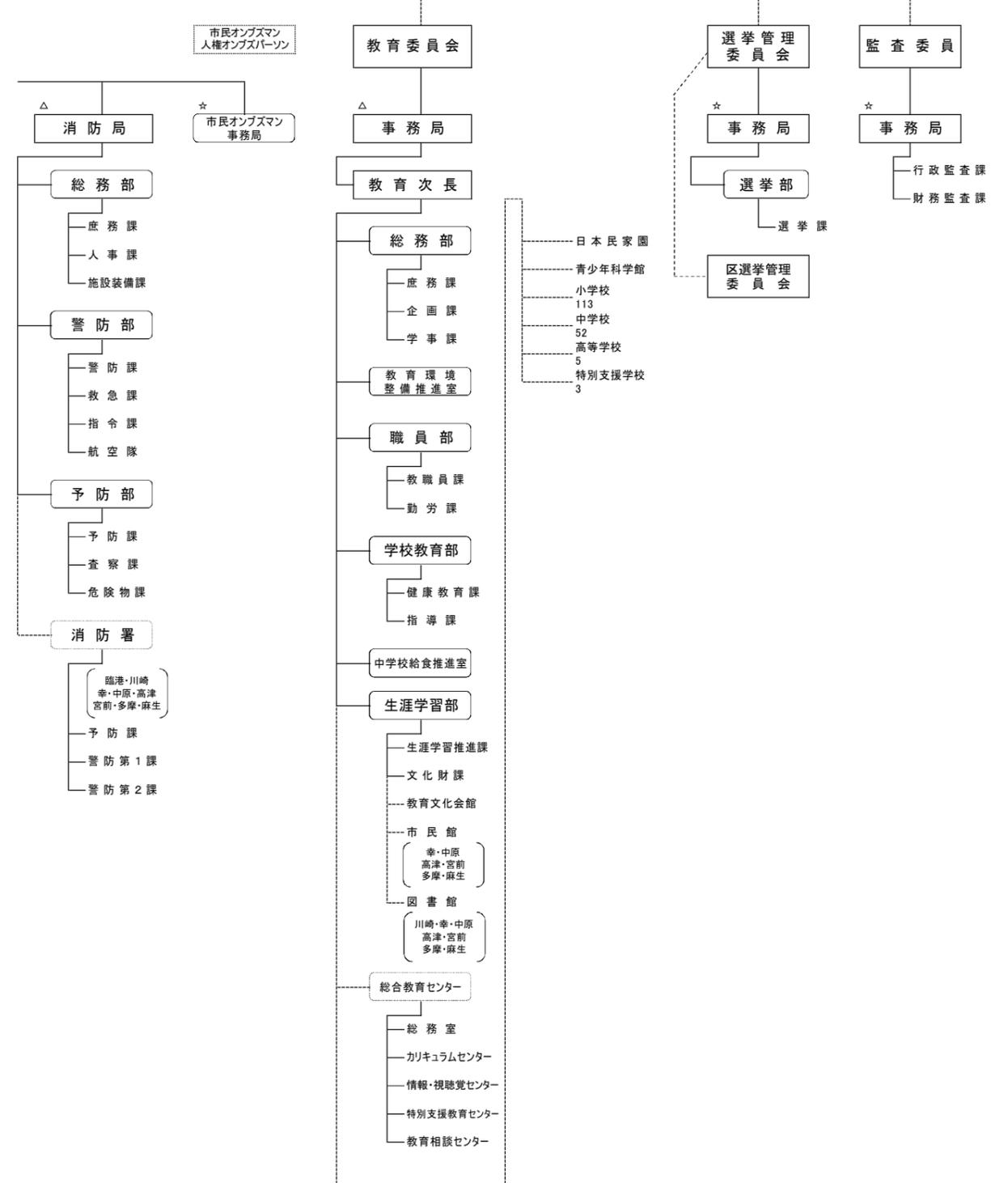
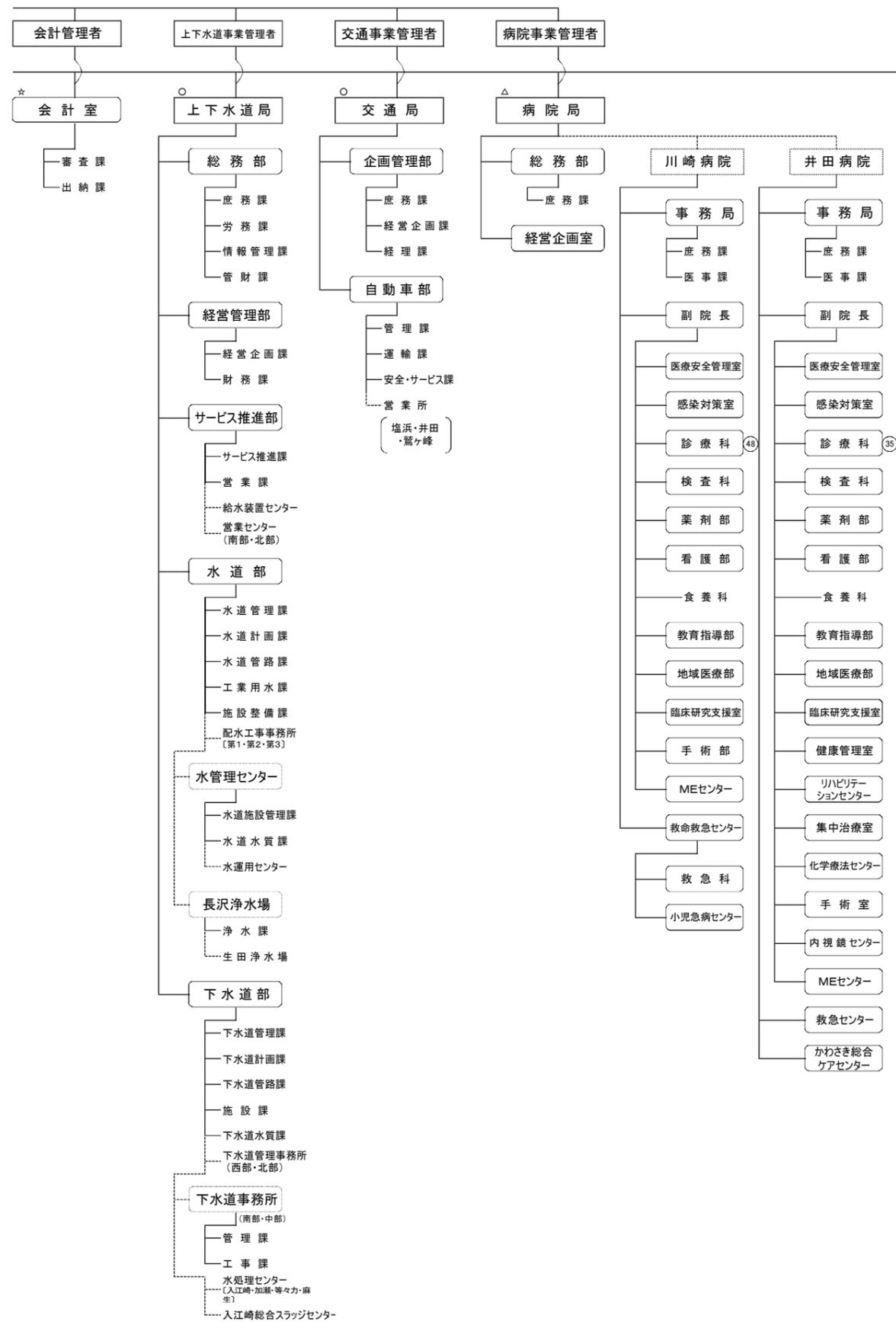


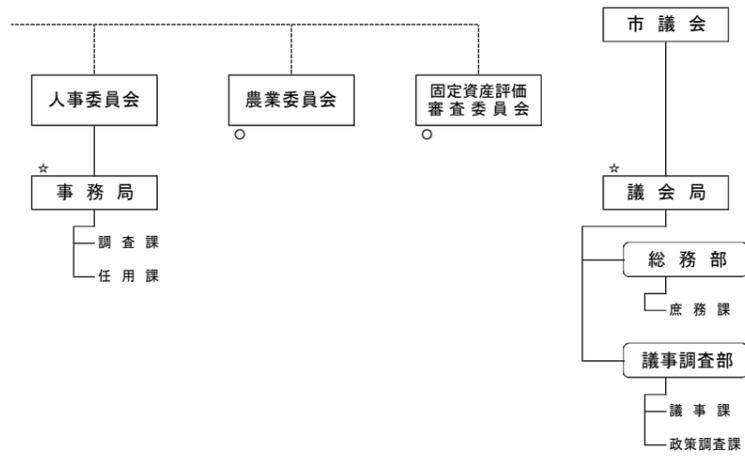
機構図で使用している記号等は次のように表記しました。

- ① 機構図では、課又は課相当以上の組織を表記しており、係又は係相当以上の組織は掲載していない。
- ② [] は、市長、副市長、会計管理者、各事業管理者、市議会、各行政委員会、局、区を示す。
- ③ 市民オンブズマン・市民オンブズパーソンは、附属機関であるが、[] によって特に表記した。
- ④ [] は、部又は部相当の室を示す。
- ⑤ [] は、部相当の事業所を示す。
- ⑥ 枠のないものは、課、事業所を示す。
- ⑦ [] 内の表記は、事業所の個別名称を示す。
- ⑧ [] は、本庁機構及び区役所の指揮監督系統を示す。
- ⑨ [] は、長における執行機関相互の調整機能及び事業所の指揮監督系統を示す。

※ ○印は三浦副市長所管
△印は菊地副市長所管
☆印は伊藤副市長所管







川 崎 市 機 構 数 (平成28年度)

区 分	本庁・区役所					事業所等			
	局・本部	会計管理者	部	課	係	局相当	第1類	第2類	第3類
市長事務部局	11	0	65	111	124	1	13	28	52
会計管理者・会計室	0	1	1	2	5	0	0	0	0
区役所	7	0	28	91	237	0	4	4	0
上下水道局	1	0	5	18	10	0	4	15	0
交通局	1	0	2	6	6	0	0	3	0
病院局	1	0	2	1	2	2	0	0	0
消防局	1	0	3	10	26	0	8	0	0
教育委員会事務局	1	0	6	9	14	0	1	16	11
市選挙管理委員会事務局	1	0	1	1	2	0	0	0	0
監査事務局	1	0	0	2	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	1	0	0	2	0	0	0	0	0
議会局	1	0	2	3	3	0	0	0	0

備 考 : 事業所事務分掌規則以外の規則に規定されている事業所は、次のように分類した。
 ・川崎病院、井田病院及び看護短大……………局相当
 ・支所、地区健康福祉ステーション、市税事務所及び中央卸売市場等……………第1類
 ・出張所、こすぎ市税分室、こども家庭センター、児童相談所(中部・北部)等……………第2類
 ・市民館分館等……………第3類